

八王子市町会等地区連合会交流事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、八王子市町会自治会連合会（以下「連合会」という。）が、町会等地区連合会（以下「地区連合会」という。）が実施する交流事業について、その経費の一部を補助することに対し、市が当該年度において予算の範囲で交付する補助金について、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 地区連合会の交流事業を推進し、地域内の連携を深め、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(補助金交付の事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 報償費(講師謝礼等)
- (2) 会場等使用料
- (3) 印刷費
- (4) 交通費
- (5) 資材等購入費
- (6) 通信運搬費
- (7) 前各号に上げるもののほか、補助事業の実施に必要な経費

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、前条各号に掲げる経費のうち必要な額とし、予算の範囲内で決定する。

(補助金の交付申請)

第6条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、町会等地区連合会交流事業補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書、収支計画書を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、町会等地区連合会交流事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助金の変更申請)

第9条 規則第10条の規定による申請については、「補助金交付事業変更・中止申請書」（第3号様式）によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第 10 条 補助事業が完了したとき、又は当該補助金に係る市の会計年度が終了したときは事業に要した費用の実績報告書(第4号様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の取消及び返還)

第 12 条 次の各号に該当する場合は、市長は、補助金の交付を取消、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(1) 補助金をその目的に反して使用したとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金に関する調査)

第 13 条 市長は、補助金の交付について必要と認めるときは、連合団体に対し、研修書類及び補助金の経理に関する書類を提出させ、又は実地に調査することができる。

(補助金制度の見直し)

第 14 条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日から施行する。